

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則  
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 四七

告示  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件五件 四七

大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四九〇

漁業法により区画漁業について定めた件 四九一

保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件十件 四九三

土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件 四九五

道路の区域を変更する件二件 四九六

落札者を決定した件六件 四九七

土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四九八

土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 四九九

一般競争入札を行う件 五〇一

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月二十八日

福島県規則第六十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第二福島信用金庫の項中「掛田支店、月舘支店」を「霊山おてひめ支店」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年九月十日から施行する。

（出納総務課）

## 告 示

### 福島県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店 福島県会津若松市花春町二

三七番地三ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）カワチ薬品花春店・コジマNEW会津若松店

（変更後）カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島二二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島二二九三番地

株式会社コジマ

（変更後）

代表取締役 木村 一義  
 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号  
 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 平成二十七年六月六日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

届出年月日

平成三十年八月十三日

届出をした者

株式会社カワチ薬品

株式会社コジマ

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百五十四号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEWいわき店

(変更後) コジマ×ビックカメラいわき店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更前) 株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百五十五号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラ郡山店 福島県郡山市図景二丁目一四八番地一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW郡山店

(変更後) コジマ×ビックカメラ郡山店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 平成二十六年四月十九日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

四 届出年月日

平成三十年八月十三日

五 届出をした者

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課  
市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ福島店 福島県福島市丸子字広町一二番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW福島店

(変更後) コジマ×ビックカメラ福島店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の名称 平成二十六年八月二日

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

四 届出年月日

平成三十年八月十三日

五 届出をした者

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラ方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称  
（変更前） コジマNEW方木田店  
（変更後） コジマ×ビックカメラ方木田店
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社コジマ  
代表取締役 寺崎 悦男  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後） 株式会社コジマ  
代表取締役 木村 一義  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

- 三 変更した年月日  
1 大規模小売店舗の名称 平成二十六年九月二十日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年九月一日
- 四 届出年月日  
平成三十年八月十三日
- 五 届出をした者  
有限会社かわよし商事

（商業まちづくり課）

**福島県告示第六百五十八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）須賀川山寺道開発プロジェクト 福島県須賀川市山寺道七七番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

当該施設に面している国道四号及び東部環状線は、自動車、自転車、人の往来が非常に多いため、出入口の交通安全に万全を期すこと。

2 防犯対策に係る事項

無し

3 騒音の発生に係る事項

（一）「騒音規制法」の規定に基づき、騒音指定施設の設置、特定建設作業の実施の際は、確実にかつ正確な届出を行うとともに、規制内容を順守すること。

（二）施設東側が「第一種住居地域」に隣接することから、配置予定の従業員駐車場及び建物からの騒音発生の抑制を図ること。

4 廃棄物に係る事項

（一）事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理すること。また、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の販売等に際しては、その物が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること。

（二）汚水排水管については、出店予定地の東側に下水道本管が埋設されているため接続すること。なお、接続する際は市下水道施設課に排水設備の計画確認申請書の提出が必要となるため、市の指定を受けている工事店と相談すること。

5 街並みづくりに係る事項

店舗設置にあたり、屋外広告物を表示する場合は、屋外広告物許可申請書を提出すること。

6 その他

（一）早朝・深夜における来客、荷捌き等での車両の出入りにおいて、周辺居住者の日常生活に支障をきたさないよう留意すること。

（二）建築基準法第六条第一項第一号から第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合は、工事着手前に確認申請書の提出が必要であり、本件は、「大規模小売店舗届出書」より物品販売業を営む店舗（特殊建築物）で、用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超える新築のため一号建築物に該当し、県または指定確認審査機関へ申請が必要。

（三）高さが四メートルを超える広告塔、広告板等の工作物を築造しようとする場合は、工事着手前に確認申請書の提出が必要であり、本件は、添付図よりナンバー一（広告塔一）が高さ十メートルを超えるため、県または指定確認審査機関へ申請が必要。またナンバー二（共同サイン）及びナンバー四（共同サイン・搬入口サイン）は高さ四メートルを超え十メートル以下で建築基準法第六条第一項第四

号以外の建築物と同一敷地内に築造のため、県または指定確認審査機関へ申請が必要。

(四) 延べ面積三百平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築をする場合、届出が必要であり、本件は、「大規模小売店舗届出書」より建築物の延べ面積が三百平方メートル以上の新築で、建築基準法第六条第一項第一号建築物に該当するため、工事着手日の二十一日前までに福島県県中建設事務所へ届出が必要。

(五) 延べ面積五百平方メートル以上の建築物の新築、増築をする場合、工事着手日の七日前までに福島県県中建設事務所へ届出が必要であり、本件は、「大規模小売店舗届出書」より建築物の延べ面積が五百平方メートル以上の新築のため、届出が必要。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見書の提出者

個人 一名

2 意見の概要

騒音の発生に係る事項

店舗敷地内の車路が私有地と近接していることから、住民説明会で騒音について質問したところ、メッシュフェンスの設置により騒音は解消されるとの説明を受けましたが、これには納得できず反対であるため、遮音壁（光も遮断）を要求しましたので、出店前に回答をお願いします。

また、店舗の特異性、店内の大音響、行き交う車の音、アイドリング、空調設備の室外機、受変電設備の音、深夜若者の騒音及び治安のトラブル等も懸念しています。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について平成三十年八月二十八日次のとおり定めた。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 公示番号 別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 第二種区画漁業

漁業の名称 別表のとおり

漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置 別表のとおり

3 漁場の区域 別表のとおり

三 免許の制限又は条件

1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。

2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。  
3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。  
4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならぬ。

5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。

四 免許予定日 平成三十一年一月一日

五 免許の申請期間

平成三十年八月二十八日から平成三十年九月三十日まで

六 地元地区 別表のとおり

七 漁業権の存続期間

平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

別表

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第一号	こい養殖業	本宮市青田字嵯森五三七	大谷池	本宮市
内区第二号	こい養殖業	本宮市青田字古城久保	銭瓶池	本宮市
内区第三号	こい養殖業	本宮市岩根字池前一八六	大池	本宮市
内区第四号	きんぎよ養殖業	郡山市富久山町福原字福原一五七の一、一五八の一	上ノ池	郡山市
内区第五号	こい養殖業	郡山市富久山町久保田字北谷六八	善宝池	郡山市
内区第六号	こい養殖業	郡山市字山崎	五百淵池	郡山市
内区第七号	こい養殖業	郡山市深沢二九三	酒盞池	郡山市
内区第八号	こい養殖業	郡山市大槻町字美女池	美女池	郡山市
内区第九号	こい養殖業	郡山市大槻町字隠居免四四	鎌倉池	郡山市
内区第一〇号	こい養殖業	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	郡山市
内区第一一号	こい養殖業	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	郡山市

内区第二六号	内区第二五号	内区第二四号	内区第二三号	内区第二二号	内区第二一号	内区第二〇号	内区第一九号	内区第一八号	内区第一七号	内区第一六号	内区第一五号	内区第一四号	内区第一三号	内区第二二号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
池 郡山市三穂田町鍋山字七ツ	上 郡山市三穂田町富岡字北池	上 郡山市三穂田町富岡字南池	保九 郡山市三穂田町富岡字大久	橋 郡山市三穂田町川田字上板	郡山市三穂田町駒屋字中沢	郡山市三穂田町川田字被下	郡山市三穂田町川田字高野	木 郡山市三穂田町川田字葉ノ	木 郡山市三穂田町川田字葉ノ	郡山市安積町成田字長山	郡山市安積町荒井字萬海	八九 郡山市安積町荒井字大久保	郡山市安積町成田字長山	郡山市安積町成田字丸山二
七ツ池	三本木北池	三本木南池	大久保池	新池	長池	かつぎ下ため池	高野池	新高野池	葉ノ木池	馬場池	万海池	大久保池	海道池	知行池
郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市

内区第四〇号	内区第三九号	内区第三八号	内区第三七号	内区第三六号	内区第三五号	内区第三四号	内区第三三号	内区第三二号	内区第三一号	内区第三〇号	内区第二九号	内区第二八号	内区第二七号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
字大沢一 西白河郡西郷村大字小田倉	赤坂五の二 西白河郡西郷村大字真船字	六 西白河郡矢吹町字大久保四	西白河郡矢吹町字松房四一	四 須賀川市袋田字子は清水四	須賀川市越久字真米二二	須賀川市西川字笹平四八	五の一 須賀川市館ヶ岡字上ノ池二	須賀川市越久字延命池二〇	二二三三 郡山市逢瀬町多田野字堀口	一〇一一 郡山市逢瀬町河内字島井戸	二〇 郡山市逢瀬町河内字山田一	沢二 郡山市逢瀬町多田野字下北	の 前 郡山市逢瀬町多田野字上釜
黒森ため池	赤坂ため池	牡丹池	松房池	北の内池	真米池	笹平池	上の池	延命池	本沢池	堂尻ため池	山田池	北沢ため池	釜の前池
西白河郡西郷村	西白河郡西郷村	西白河郡矢吹町	西白河郡矢吹町	須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市	須賀川市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市

内区第四一号	ふな養殖業	南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	石の宮ため池	南相馬市
内区第四二号	ふな養殖業	南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八の一	北沢ため池	南相馬市
内区第四三号	ふな養殖業	南相馬市小高区川房字猿田一三七	大谷ため池	南相馬市

(水産課)

福島県告示第六百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
長谷川政市 渡部利江
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第三百四十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
三留寅雄 成田正栄 佐藤正 佐藤常吉 斉藤三郎 斉藤光衛 斉藤茂 斉藤ミツ

- イ 山田嘉藤治 斉藤マツノ 土田義美 有坂与四喜 斉藤清一 増子栄次 川島辰藏 藤田衛 小林雅弘 山本勝美 清野五八 石本睦 小林キシイ 平野新 満田正 斉藤ミドリ 斉藤始 藤田栄久 細木勝 高津藤次 斉藤安雄 江川正雄 平野一俊 阿部荒次郎 土田富次 中島彦七 青津フミ 青津忠夫 青津勇 萬歳栄一 小林健吉 平野巽 佐藤公市 二瓶正悟 小池タニ 渡部繁 小林新次郎 斉藤勘吉 土田登喜江 平野国治 土田喜三郎 佐藤光吉 三留菊次 江川守久 並木己代松 斉藤虎一郎 小林早苗 菅藤四郎 佐野キクイ 小林長光 清野芳郎 斉藤丑吉 山本マサ 小林キク 松本ヤス 井上新八 渡部山太郎 川口正三 伊藤小春 高津春松 東村直 星等 青津絃昭 山ノ内ツイ 三留嘉平 三留三千代 三留保博 山神社 塚原哲夫 武藤利吉 伊藤武彦 武藤惣太郎 江花武夫 満田隆之

福島県告示第六百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
岩橋昭男 岩橋善一郎 矢部昭三 岩橋義夫 岩橋末吉 岩橋長 遠藤小源太 遠藤小源太 有限責任奥川信用購買販売利用組合 武藤惣助 河沼郡野沢戊戌合資会社 遠藤常五郎 遠藤茂夫 武藤寅三郎 物江一榮 物江長士 佐藤明男 武藤寅市 斎藤兵四郎
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施設要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百五十五号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第六百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
三留寅雄 成田正栄 佐藤正 佐藤常吉 斉藤三郎 斉藤光衛 斉藤茂 斉藤ミツ

(森林保全課)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
佐藤ハナ 小瀧壽展 清野信一 小滝ヤマ 小滝正 清野幸栄 長谷川健 長谷川健 斎藤由美 清野六郎 星興作 小瀧武 五十嵐瑞枝
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百五十六号）によること。

（森林保全課）

**福島県告示第六百六十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
佐藤紀男
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第七百五十三号）によること。

（森林保全課）

**福島県告示第六百六十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所及び猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通

知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
原正一 武川孝志 竹田万吉 目黒力 唐橋幸馬 上野豊男 山口伝 耶麻郡猪苗代町吾妻地区財産区
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第四十五号）によること。

（森林保全課）

**福島県告示第六百六十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
神田昭衛 永井留吉 永井峰八 永井己之八 大塚長太 大塚榮吉 大塚直八 井栄三 大塚勸次郎 大塚傳五郎 永井己之八
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百五十八号）によること。

（森林保全課）

**福島県告示第六百六十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄



路町	古道 前原沢、呼石、杉内、中屋敷、蛇口前、中西前、十郎内前、白石、釜作、戸草、蒲生河原
----	--

四 立入期間

平成三十年九月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成三十年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	大沼郡昭和村大字大芦 字中坪二〇四番一地从 先から 同 郡同 村大字大芦 字下川原一三八七番一 地先まで	変更前 A 五・九〇 二〇・七	A 五・九〇 二〇・七	八九五・七
	大沼郡昭和村大字大芦 字中坪二〇四番一地从 先から 同 郡同 村大字大芦 字下川原一三八七番一 地先まで	変更後 B 一四・九〇 五一・〇	B 一四・九〇 五一・〇	五六〇・〇

福島県告示第六百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市大関四二八番 地先から 同 市大関四八六番 地先まで	変更前 八・八〇 一七・〇	八・八〇 一七・〇	一七七・五
		変更後 一〇・〇〇 二〇・六	一〇・〇〇 二〇・六	一七七・五

(道路計画課)

公 告

**公告第185号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立医科大学保健科学部新築（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量  
福島県立医科大学保健科学部新築（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三井住友・安藤特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番14号
- 5 落札金額  
5,592,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年5月29日

（地域医療課医療人材対策室）

**公告第186号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社加藤製作所 東京都品川区東大井一丁目9番37号
- 5 落札金額  
73,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月15日

（入札用度課）

**公告第187号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ホールボディカウンタ 1式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
35,424,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月19日

(入札用度課)

**公告第188号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン（福島県警察用） 606台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
46,598,976円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月22日

(入札用度課)

**公告第189号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪トラック（10t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額  
35,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年6月26日



同	堀川 英二	同	市小沢字菖蒲沢四二番地
同	窪 秋佳	同	市吉倉字久保五一番地
就任した役員		住所	
役別	氏名		
理事	野地 久夫	二本松市下川崎字東北六二番地	
同	遠藤 金夫	市小沢字北洞八八番地	
同	佐藤 市郎	市油井字梨子木九四番地	
同	佐藤 公伯	市吉倉字広田三九番地	
同	斎藤 貞寛	市垣子内一一一番地	
同	安齋 富恵	市上川崎字坂ノ下五六番地	
同	安齋 栄	市油井字河窪四番地	
同	松本 高雄	市油井字福岡二二番地五	
同	穴戸 貞之	市油井字油井町一四番地	
同	大内 信一	市油井字桑原二五番地	
同	野地 伸一	市油井字新七番地	
同	尾形 栄喜	市米沢字小林七三番地二	
同	齋藤 清恵智	市上川崎字田尻三一一番地	
同	菅野 勝己	市上川崎字下種田一五一一番地	
同	野地 和美	市下川崎字中作五九番地	
同	野地 太郎	市下川崎字古城内三二番地一	
同	堀川 英二	市小沢字菖蒲沢四二番地	
同	窪 秋佳	市吉倉字久保五一一番地	
同	官野 幸喜治	市油井字前作一一八番地	

(農村計画課)

公告第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成三十年八月二十八日

土地改良区の名称  
白河市東土地改良区

福島県知事 内堀 雅 雄

退任した役員	氏名	住所
理事	穂積 勝	白河市東深仁井田字陣ヶ平一番地
同	佐久間 多喜男	市東下野出島字石舟九二番地
同	藤田 康次	市東千田字桜波一〇〇番地
同	市川 征夫	市東釜子字北町一六一番地
同	鈴木 直	市東下野出島字五蔵田二八番地

同	我妻 貢	同	市東形見字東地二五番地
同	大竹 信一	同	市東上野出島字中ノ作一四七番地
同	矢吹 晃平	同	市東釜子字本町六〇番地一
同	遠藤 一郎	同	市東釜子字長峯七七番地
同	本宮 直	同	市東上野出島字三ツ池五番地五
同	深澤 敏美	同	市東本字南向田九番地
同	高橋 健	同	市東蕪内字庚段一一三番地
就任した役員		住所	
役別	氏名		
理事	藤田 雅三	白河市東下野出島字大森二一番地	
同	鈴木 武雄	市東形見字下ノ内三番地	
同	矢吹 正美	市東釜子字東浦七七番地	
同	鈴木 武光	市東釜子字秋山二二番地	
同	藤田 文男	市東下野出島字石原一八番地	
同	北條 雄三	市東上野出島字源兵工池三番地	
同	角田 正雄	市東千田字明神前二一番地	
同	鈴木 勝則	市東上野出島字蟹沢二番地	
同	飛知和 貢	市東蕪内字岩沢五九番地	
同	坂本 敏昭	市東釜子字若栗五番地	
同	小松 一恵	市東深仁井田字千代ノ岡一八番地	
同	斎須 初夫	市東本字宿畑一五番地	

(農村計画課)

**公告第194号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ゲルマニウム半導体測定装置 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県水産海洋研究センター

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月27日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月27日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成30年8月28日（火）から同年9月27日（木）まで（土曜日、日曜日、同月17日及び同月24日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年9月7日（金）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年9月7日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年10月16日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日（月）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High resolution germanium gamma spectroscopy system 2sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 16 October 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 15 October 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)